

- ◎ 2.5万円／日の協力金を申請する中小企業等は、(別表2)で定める書類の提出が必要
- ◎ 2.6万円／日～7.5万円／日の協力金を申請する中小企業等は、
(別表2)に加え、(別表3)で定める書類の追加提出が必要
- ◎ 大企業及び7.6万円／日～20万円／日の協力金を申請する中小企業等は、
(別表2)に加え、(別表4)で定める書類の追加提出が必要

(別表2)申請書類一覧<全ての申請者が提出するもの>

⇒ 別途、売上高に応じて「(別表3)又は(別表4)」の「追加申請書類」が必要です。

提出書類	<p>① 申請書(様式1) 申請者に関する情報</p> <p>② 誓約書(様式2)</p> <p>③ 支払口座振替依頼書(様式3) ※口座名義は、口座振込に使用できるカタカナの名義を正確に記載してください。</p>
申請者に関する添付書類	<p>④ 口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏など)</p> <p>⑤ 本人確認書類の写し 【法人】法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等(いずれか一つ) 【個人】運転免許証、パスポート、保険証等(いずれか一つ) ※有効期限内のものに限ります。また、運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。</p> <p>⑥ 令和2年(2020年)又は令和元年(2019年)の6・7月を含む事業年度の確定申告書類の写し 【法人】法人税確定申告書別表一(一) 【個人】確定申告書 B 第一表 ※税務署受付印や、電子申告受信通知など申告の証明ができるものに限ります。 ※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書(写し)又は法人設立届出書(写し)を提出してください。 ※確定申告書の写しがない場合、令和2年度の住民税申告書等を提出してください。</p>
施設に関する添付書類	<p>⑦ 申請書(様式1-1) 施設に関する情報 申請書(様式1-2) 支給額計算書※ ※年間売上高を用いる場合は(様式1-3)、新規開店以降の売上高を用いる場合は(様式1-4)</p> <p>⑧ 業種に係る営業に必要な許認可等を取得していることが分かる書類の写し ※食品衛生法における飲食店営業許可、喫茶店営業許可等の許可証</p> <p>⑨ 施設(店舗)の外観(屋号が分かるもの)の写真 ※新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けている施設(店舗)は、ステッカーが写り込むように撮影してください。</p> <p>⑩ 施設(店舗)の内観(店内の様子が分かるもの)の写真</p> <p>⑪ 直近の月締め帳簿(令和2年11月から令和3年7月までのいずれかの月分) ※1ヶ月間の日毎の売上状況等が確認できる資料(試算表、売上台帳、出納帳等)</p> <p>⑫ 通常(時短対応以前)の営業時間が分かる資料の写し ※営業時間が記載された看板や店内掲示の写真、パンフレットや名刺、ホームページやSNS、従業員のシフト表等</p> <p>⑬ 営業時間の短縮状況、酒類の提供時間が分かる資料の写し ※お客様へのお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの告知等(営業時間短縮の期間、酒類の提供時間、閉店時間がわかるもの)</p> <p>⑭ 理由書(様式4) ※前年(6/22～7/12)又は前々年(6/24～7/14)と要請期間(2021/6/21～7/11)の営業日数が異なる場合は、提出してください。</p> <p>⑮ 「酒類提供を行うために満たすべき項目チェックリスト」の写し ※酒類提供を行った場合は提出してください。 ※府の確認が済んでいない場合、確認前のチェックリストの写しを提出してください。見回りによる府の確認は隨時行い、協力金の審査部門にその結果が共有されますので、改めて確認済みのチェックリストを提出いただく必要はありません。</p>

【注】WEB申請の場合、添付書類はスマートフォン等で撮影した写真データも可とします。

【注】複数の施設(店舗)を申請する場合は、店舗ごとに⑦～⑮の書類をまとめて提出してください。

注意 時短営業の実施状況について、見回り等の調査を行っています。偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、警察に情報提供の上、刑事告訴します。